

令和 8 年 4 月 7 日小矢部市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和 8 年 4 月 7 日（火）
15 時 57 分 ～ 17 時 00 分
- 2 場 所 小矢部市役所 特別会議室（2 階）
- 3 議 事 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 1 件
議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 2 件
議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画の制定について
- 4 協議事項 1) 令和 8 年度最適化活動の目標の設定等について
- 5 報告事項 1) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出
2) 全国農業新聞の普及情報
3) 業務報告・予定
4) 令和 8 年度農業委員会予算
5) 令和 7 年度月別許可申請件数
6) その他

出席委員 19 名

1 番 田 悟 敏 子	11 番 渋谷 達 也
2 番 吉 江 秀 一	12 番 西 村 一 成
3 番 石 丸 正 明	13 番 中 田 栄 信
4 番 宮 西 勝 昇	14 番 山 本 克 博
5 番 加 賀 谷 良 雄	15 番 大 浦 正
6 番 木 村 鉄 雄	16 番 福 原 智 子
7 番 唐 島 隆 夫	18 番 山 口 誠 一
8 番 加 藤 裕	19 番 日 光 和 雄
9 番 山 崎 外 喜 雄	20 番 作 田 昭 一
10 番 和 田 由 美 子	

欠席委員 17 番 水 上 龍 二

令和 8 年 4 月 7 日 農業委員会総会議事録

発 言 者	発 言 事 項
会長	皆様どうもお疲れ様でございます。当初予定しておりました 2 時よりもよりも 2 時間遅らせまして総会を開催するにあたりまして、出席をいただきましてありがとうございます。今回は令和 8 年度、新年度になり第 1 回目となる総会でございます。 今日は非常に肌寒いような天気になっておりますが、4 月 12 日以降は例年になく著しい高温が予想されておるといような気象情報も出ておりまして、今から育苗なり春作業も既に始まっているところも多いかと思えます。事故の無いように、また皆さんで注意をしていただきたいなというふうに思っております。
事務局	議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」ご説明します。議案書 1 ページをご覧ください。 受付番号 1 番は、売買により所有権移転を行おうとするものです。対象の農地は 1 筆で、合計面積は〇㎡となっております。譲受人が〇〇、譲渡人が〇〇です。位置図については、1 ページから 2 ページをご覧ください。 農地法第 3 条第 2 項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないため、許可条件を満たしていると思われます。以上です。
会長	それでは、ただいまの件につきまして、〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号 1 番について調査報告をお願いします。
〇〇委員	それでは調査報告を申し上げたいと思います。 議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてでございます。目的は所有権移転の売買です。調査は今月の 4 月 4 日に当事者立会いで申請地の調査を行いました。 それでは、譲渡人の概要を申し上げたいと思います。住所は〇〇です。氏名は〇〇、〇です。申請地は、小矢部市〇〇です。申請面積は〇㎡の地目は畑でございます。 それでは譲受人の概要を申し上げます。住所は〇〇です。氏名は〇〇、〇歳の会社員です。申請地の既存建物と機械、農機具は〇〇より引き継いでおります。申請地は〇年〇月から引き継ぎ、出荷を目的で管理をしております。この度は所有権を移転する目的で第 3 条の許可申

	請を3月17日に提出されております。 以上で当事者の概要報告を終わりますが、申請目的実現の確実性について報告します。 申請地の農地は位置図を見た通り、○から○に向かって○に位置する○沿線の農地であります。○年から○を○年間営んできましたが、○年に諸般の事情により○を決意し、その後、譲受人に引き継いで管理をしているので、それを現地確認して、その作業進捗に熱意を感じた次第であります。 また、申請地に隣接する地権者に同意を得ていますし、周囲には農用地は無いことから、防除散布の被害や障害を及ぼすことはないと思います。よって先に述べた通り、所有権移転は、当事者双方にて問題も無いと認めます。 以上で申請農地の調査結果を報告し、許可申請の承諾をお願いいたします。以上であります。
会長	はい、ありがとうございました。ただいまの件について、ご質問等ございませんでしょうか。
会長	無いようですので、受付番号1番について、異議のない委員の方の挙手を求めます。
全委員	(挙手)
会長	挙手が過半数を超えておりますので、「異議なし」として、議案第1号については「承認」といたします。 続きまして、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第2号の「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明します。議案書2ページをご覧ください。 受付番号1番は、譲渡人が○○外○名で、譲受人が○○です。対象の農地は○筆で合計面積が○㎡となっており、砂利採取のため一時転用を行おうとするものです。位置図については、4ページから9ページをご覧ください。 この申請は、農地法の運用通知で規定されております、『一時転用』という許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。

	以上です。
会長	それでは、この件につきまして、○地区担当の○○委員さんより、受付番号 1 番について調査報告をお願いします。
○○委員	それでは報告いたします。2 ページの案件、そして地図の方については、4 ページから 9 ページに載っていますので、見ていただきたいなと思います。 譲渡人の○○他 4 名で○○さん、○○さん、○○さん、○○さんが該当する人でございます。 譲受人の○○に、この○名の持つておる○の地番、○番○㎡、○番○㎡、○番○㎡、○番○㎡、○番○㎡、○番○㎡で、合計は○㎡ということでございます。この砂利を採集したいということでございますので、この田は砂利が非常に多くて、以前から砂利を取ってほしいと希望されていました。 一方、○○は、○○のグループ会社でございまして、骨材の需要に應えるため、申請地の砂利採取と合致したということでございます。期間は令和 8 年の 5 月 1 日から令和 10 年 4 月 30 日まで、一時転用として期間内に埋め戻し原状復帰して当該農地を返還する、なお、農地の整地、作付けに支障が無いようにしたいということでございます。 申請目的実現の確実性については、○○は過去からの実績があり問題ないのではないかと、用排水については当該地の井戸確認、生活宅配のパイプ処理等を行うことを確認、被害防除について、看板、防護柵、バリケード、土砂の水切りの徹底、その他隣接地の所有者、当該地区の営農組合、隣接地区の営農組合、生産組合長、及び、小矢部市土地改良区の許可、全て了解済みでございます。 私の思うところでは問題ないと思いますので、よろしくお願いします。以上です。
会長	○○委員さん、ありがとうございました。 この件につきまして、ご質問ございませんでしょうか。
会長	質問が無いようですので、受付番号 2 番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	受付番号 2 番は、譲渡人が○○、○○で、譲受人が○○です。対象の

	農地は○筆で合計面積が○㎡となっており、砂利採取のため一時転用を行おうとするものです。位置図については、10ページから14ページをご覧ください。 この申請は、農地法の運用通知で規定されております、『一時転用』という許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。
会長	○地区担当の○○委員さんから、受付番号2番について調査報告をお願いします。
○○委員	では、受付番号2番、調査報告申し上げます。 譲渡人、小矢部市○、○○、同じく○の○○の○名の方です。譲受人は○○。○○の形態の砂利採取関係の土木会社でございます。 場所は別途地図を見ていただいて、申請地の○から○の○圃場になります。現況は昨年水稻が終わって今耕起前の状態です。 転用目的は砂利採取ということで、令和8年5月1日から10年4月30日までの2年間で予定しているというお話でした。 ○から○、こちらの耕作は地元担い手の○○さんで耕作されているものです。譲渡人の2名の○○、○○もです。営農の組合員の方でございます。 地元の○○自治会長さん、土改の理事、土改地区担当委員、それと担い手の農事組合法人○○営農さん、及び隣接地権者○、宅地と一部畑みたいな形なのですが、こちらの方に事前の説明、同意も得られており、○○も長いし、こちらの方も現況、地図で見ていただきますと、この4年、6年とずっと続けて周辺で砂利採取されております。 地元の関係で、道路利用および用排水の関係も全く今まで問題なく進めてらっしゃいますのと、発生した場合には責任を持って善処するというお話もございました。○地区での砂利採取後も土壌改良基盤を含めての事業の形で進めるというお話もございましたので、今回の申請のご審議のほど、よろしくお願いいたします。以上です。
会長	はい。ありがとうございました。 ただいまの件について、ご質問等ございませんでしょうか。
○○委員	この14ページは、13ページを掘削してこういうものになるという、そういう図面なんですね、14ページは。

事務局	事業計画の図面であります。
会長	他にご質問等ございませんでしょうか。 無いようですので、議案第2号、受付番号1番及び2番の2件について異議のない委員の挙手を求めます。
全委員	(挙手)
会長	挙手が過半数を超えておりますので、「異議なし」として、議案第2号については「承認」といたします。 続きまして、議案第3号「農用地利用集積等促進計画の制定について」事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の3ページをご覧ください。富山県農林水産公社より農地利用集積等促進計画の制定について諮問がありました。 内訳につきましては、4ページの利用権設定集計にありますように、「10年以上」の利用権設定が○件で、合計面積が○㎡であり、新規が○㎡、再設定が○㎡となっております。 また「6年以上10年未満」・「3年以上6年未満」・「1年以上3年未満」の利用権設定はありません。 申請の内容は5ページから21ページに記載のとおりです。 これについては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えております。以上です。
会長	それでは、ただいまの件について、ご質問等ございませんでしょうか。
会長	ご質問等が無いようですので、議案第3号について異議のない委員の挙手を求めます。
全委員	(挙手)
会長	挙手が過半数を占めておりますので、「異議なし」として、議案第3号については「承認」といたします。 続きまして、協議事項1「令和8年度最適化活動の目標の設定等に

	ついて」事務局より説明をお願いします。
事務局	＜協議事項 1 を説明＞ 22ページをご覧ください。令和 8 年 4 月 1 日の小矢部市の状況が記載されています。 23ページには農地の集積率が記載されております。小矢部市は80%以上をキープしております。また遊休農地につきましては増加しております。 24ページの中段ですが、活動目標を例年通りの 6 日としております。今年度もお手数ですが活動記録簿の記載をお願いします。 以上になります。
会長	他にご質問等ございますか。 はい、〇〇委員さん。
〇〇委員	24 ページの 2 番、最適化活動の活動目標ですが月に 6 日以下もしくは 6 日以上やった場合はどうなりますか。
事務局	6 日の活動の実績に応じて最適化交付金の方が配分されますので、増えますと補助金が増えます。月に最低でも 1 日ないとこの要件をクリアしないということで、皆様には毎月出していただくということ、それと、こまめに活動記録をつけていただきたいということでもあります。この活動の実績に応じて、補助金の額に影響が出るということでもあります。 それだけではないのですが、様々な目標を達成することによって額が増えたり減ったりします。
〇〇委員	活動報告入力シートにチェック入れていますよね。見回りましたみたいな小さいのでも何でもいいですよというふうな項目で今やったことを書いていますが、その中身について、これじゃもう該当する項目じゃないよとか、もっとしっかりやれよとか、何かそのようなふうに書いていて思います。 朝見て回ってつけておくみたいなの。丹念に人と意向調査みたいな話をしたとか微妙に食い違いが出てくるのですよ。それで何とか 6 日間埋めなければというような意識でやっている部分もあって、難しいかなと思ったので質問しました。

事務局	ありがとうございます。事務局で集計して、県を経由して送っています。先日の魚津の研修でもありました通り、活動時間には関係なく、行ったよと言うのであればもう 1 件になるというような説明があったと思いますが、なるべく多く活動をお願いしますということです。 ちなみにこの総会に出席するのは、農業委員さんとして当然すべきことなので実績にはなりません。研修も実績にはならないです。 なので、見回りしましたとか、新規参入の相談に乗りましたとか、江浚いなんかも農業委員さんが実際に遊休農地の解消に従事しているという感じでカウントされていきます。なので、細かく書いていただければ、実績としてカウントされるということでもあります。
〇〇委員	そしたら聞いてみるけど、例えば農地の見回りをして、シートとか破れて補修するとか、要は地域でまとまると、そういうのも含めていいのか。
事務局	含めていいです。農業委員自らが、有休農地の発生防止に努めたということになります。
〇〇委員	そういう趣旨に当たればOKということですね。
事務局	カウントになりますね。書き方が分からなくても書いていただければ、こちらの方で分類して実績の方にカウントしておりますので、記録をつけていただければ、こちらで集計させていただきます。
会長	他にご質問等ございませんか。 質問が無いようですので、「異議なし」として協議事項 1 については、最適化目標についてこのような形で「決定」してよろしいでしょうか。
全委員	異議無し
会長	よろしいですね。では、これについては「異議なし」として、「決定」といたします。 次に、報告事項について事務局より説明をお願いします。

事務局	報告事項説明 1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出 25ページ 2) 全国農業新聞の普及情報 26～31ページ 3) 業務報告・予定 32ページ 4) 令和8年度農業委員会予算 33ページ 5) 令和7年度月別許可申請件数 34ページ 6) その他 ・議案書綴りに各地区の地域計画を添付 ・総会の開催時間 基本14:00、5・9月9:00（歓送迎会等あれば16:00）
会長	他に何かございますか。 無いようでしたら、本日の案件は全て終了いたしましたので、閉会の挨拶を吉江職務代理さんをお願いしたいと思います。
職務代理	本日の総会、お疲れ様でした。 4月に入って春作業も本格的になりました。ちょっと天気も晴れが続くという訳でもないので、また雨降るといって慌てて作業とかして怪我とかしないようにお願いします。 あと交通安全の方もやっぱり小学生とかも、ちっちゃい子とかも、自転車に乗ったりもするので、交通安全の方もまた気をつけてください。ということで、本日の総会を終了いたします。
会長	どうもありがとうございました。
	－ 4 月総会終了－

上記の通り、総会の議事録を確認する。

なお、会長は議事録署名委員と共に署名をする。

令和8年4月7日

会長 唐 島 隆 夫

議事録署名委員 10 番 和 田 由 美 子

11 番 渋谷 達 也